

本道鉄道網の重要性・魅力発信プロモーション委託業務  
企画提案指示書

1 委託事業名

本道鉄道網の重要性・魅力発信プロモーション委託業務

2 業務の目的

北海道が我が国の発展に貢献するための重要な役割を担う本道の鉄道ネットワークの価値（※）を広く世論に訴え、本道の持続的な鉄道網の確立に向けた国民的理解の促進を図るため、鉄道への訴求力の高いタレントを活用した講演会・シンポジウムを開催するとともに、連動したフォトコンテスト及び首都圏等でのプロモーションにより、本道鉄道網の重要性・魅力を広く発信する。

（※）本道の鉄道ネットワークの価値については、北海道の「道内鉄道ネットワーク評価分析事業」において別途整理

3 委託業務

業務の実施にあたっては、当協議会のほか、「道内鉄道ネットワーク評価分析事業委託業務」を実施する北海道と十分な協議・調整を行った上、実施すること。

（1）講演会やシンポジウムの道内実施

講演会やシンポジウムの開催に伴う、会場設営、運営、撤去、機材の確保、講演者への飲食等の手配、機器操作、参加者等の誘導、会場装飾、記録ほか円滑な運営実施に必要な準備及び人員の確保等を行うこと。また、鉄道への訴求力の高いタレントを活用するなど、国民的理解の促進を高める内容とすること。

日 時 令和5年 秋～冬頃（評価分析事業のスケジュールによる）

場 所 道内

開催方法 集客型での開催（人数制限あり）とオンライン配信を併用

参加人数 会場参加 300名程度

対 象 北海道鉄道活性化協議会構成団体、道内関係市町村、  
北海道議会議員、道内選出国會議員、関係省庁等

（その他市町村、一般参加者はオンライン配信の視聴とする）

実施内容 ・講演①（評価分析事業について）  
・講演②（本道鉄道網の価値について）  
・表彰（フォトコンテストの優秀賞）  
・その他、業務目的を踏まえた実施内容があれば提案すること

（2）「鉄道の旅思い出フォトコンテスト（仮称）」の開催

鉄道旅によるフォトコンテスト等を開催すること。

開催に係る事務局を運営し、応募要項の作成、当該コンテストの周知、応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理、応募作品の審査、入賞者（5名程度）の選出、賞品の選定・

購入、入賞者との連絡調整、入賞者に対しての上記(1)での表彰等を行うこと。

なお、実施にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、北海道個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うこと。

(3) 本道の鉄道網の重要性や魅力に関する首都圏でのプロモーション

事業効果を高めるべく、上記(1)を踏まえた首都圏での講演会やプロモーションイベントの開催、鉄道への訴求力の高いタレントを活用した広報などにより、本道の鉄道網の重要性や、魅力を幅広く発信すること。

(4) 記録誌の作成

講演会等の写真や、発言を記録し、記録誌を日本語で作成すること。

なお、記録誌については、紙媒体（A4版カラー）20頁程度とし、紙媒体50部及び電子媒体一式を納品すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）

5 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人（参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む）又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

## 6 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：奥村）

（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）

(3) 電話番号 011-231-4111（内線：23-815）

011-204-5333（ダイヤルイン）

FAX 011-232-4643

## 7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和5年5月29日（月）16：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

ウ 提出場所

6に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 8 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和5年6月12日（月）16：00（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

(3) 提出場所

6に同じ

## 9 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

10 予算上限額

12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

11 その他

（1） 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

（2） 契約書作成の要否

必要

（3） その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ その他詳細は、企画提案説明書等による。